

# 群馬シティフィルハーモニーオーケストラ規約

## 第一章 総則

第1条 (名称) この団は群馬シティフィルハーモニーオーケストラと称する。

第2条 (所在地) この団は本部を事務局長宅に置く。

第3条 (目的) この団は次の事を目的とする。

1. 団員みずから管弦楽の演奏を楽しむとともに、団員相互の親睦を図り、音楽性及び人間性の向上に努める。
2. 演奏技術の向上に努め、音楽活動により、地域音楽文化の発展に寄与する。

第4条 (活動) この団は目的を達成する為に、次の活動を行う。

1. 定期的練習の開催
2. 原則として年2回の定期演奏会
3. その他の演奏活動
4. その他、目的を達成する為に必要な活動

第5条 (組織) この団は活動の円滑を図るため、次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 技術委員会
4. 事務局
5. 演奏会実行委員会

## 第二章 団員

第6条 (入団) この団の団員になろうとするものは「入団届け」を団長に提出し役員会の承認を得て入団できる。(オーディションを行うこともある)

第7条 (義務) 団員は次の義務を負う。

1. 定められた日の練習と活動に参加し、協力する。
2. 団費を納入する。
3. 団の運営に積極的に協力し、団の発展に努める。

第8条 (休団) 特別な理由があった場合で、「休団届け」を団長に提出し、役員会の承認を得て、休団できる。

第9条 (復団) 団長に「復団願い」を提出し、役員会の承認を得て復団できる。

第10条 (退団) 団長に「退団届け」を提出すれば、退団できる。

尚、無届けで1ヶ月以上練習に参加しなかった場合と、正当な理由なく3ヶ月以上団費を滞納した時は、退団とする事を役員会で決定できる。

第11条 (除名) この団は、団員が団の運営と活動に対し著しく妨害した時、総会の決議を経て除名できる。

## 第三章 総会

第12条 (成立) 総会は全団員によって構成される最高の決議機関であり、団員の2分の1以上(休団者は除く)の出席をもって成立する。

第13条 (召集) 定期総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に1回、団長が召集する。

また、役員会で必要とした場合と、団員の4分の1以上が必要と認めた場合臨時総会を開催することができる。

第14条 (議決) 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。但し、第14条の3. 7. 8. は3分の2以上とする。

1. 活動、会計の承認
2. 活動計画の承認

3. 規約の変更
4. 役員を選出
5. 定期演奏会曲目の決定
6. 団費の変更
7. 指揮者の決定
8. その他、重要事項

#### 第四章 役員会

第15条（役員）この団は次の役員を置く。任期は1年とする。

1. 団長（団を代表し、団の総括責任者）
2. 副団長（団長を補佐し、団長に支障ある時はこれを代行する）
3. インспекター（運営の遂行者。技術委員会・演奏会実行委員会・事務局間の日常的な連絡・調整をおこない、団の運営を遂行する）
4. 技術委員長（コンサートマスターとともに音楽技術の向上に努める）
5. 事務局長（団運営の責任者）
6. 演奏会実行委員長（演奏会の成功に向けた業務を遂行する）
7. 会計（団の収入、支出の管理一切を行う）
8. 会計監査（団会計の監査を行い総会において報告する）

第16条（役員会）①役員会は、必要に応じて団長が召集し、技術委員会・演奏会実行委員会・事務局間の連絡・調整を行うとともに、次の事項を審議・決定する。

1. この団の活動推進のための諸事項
2. 定期総会の議案作成と、臨時総会の招集
3. 定期演奏会、その他の演奏会の日時、場所等の決定

②役員会には、必要に応じて、事務局・技術委員会・演奏会実行委

員会の構成員、およびパートリーダーの出席を求めることができる。

#### 第五章 技術委員会

第17条（技術委員）①この委員会は次の委員を置く

①この委員会は技術委員長、コンサートマスター及びパートリーダーで構成され、必要に応じて技術副委員長を置くことができる。特に技術委員長が弦楽器から選出された場合、副委員長のうち1名は管楽器責任者の責を負う。

②技術委員長とコンサートマスターの兼任を妨げない。

第18条（技術委員会）①この委員会は、音楽技術向上に関する執行機関であり、必要に応じて技術委員長が召集し、次の事を行う。

1. 練習計画の決定
2. 定期演奏会曲目の立案
3. その他の演奏曲目、練習曲目の立案
4. 演奏充実の為の諸事項の立案

②この委員会には、必要に応じて指揮者、トレーナー等の出席を求めることができる。

#### 第六章 事務局

第19条（事務局）事務局は次の委員によって構成され、団の運営、活動の円滑を図る。任期は1年とする。

1. 事務局長
2. 楽器係
3. ライブラリアン（楽譜係）
4. その他必要な事務局員

#### 第七章 演奏会実行委員会

第20条（演奏会実行委員）この委員会は、実行委員長および実行委員で構成される。また、必要に応じて副委員長を置くこともできる。

第21条（演奏会実行委員会）この委員会は演奏会にかかわる業務を担当する。

#### 第八章 コンサートマスター及びパートリーダー

第22条（コンサートマスター及びパートリーダー）コンサートマスター及びパートリーダーは役員会が任命し、任期は1年とする。パートリーダーはコンサートマスターを補佐し、パート内及び、パート間の連絡を密にして音楽技術の向上と運営への協力を図る。

#### 第九章 会計

第23条（経費）この団の経費は、団費その他の収入をもってこれに当てる。

第24条（団費）団費は総会で決定し、毎月第一練習日に納入する。

第25条（会計年度、会計報告）

1. この団の会計年度は毎月1月1日より12月31日とする。
2. 年度末には1年分の決算を行い、会計監査の監査を経て総会の承認を得る。

#### 第十章 指揮者

第26条（指揮者）この団は、音楽監督、常任指揮者、客演指揮者、トレーナーを置くことができる。

#### 第十一章 その他

第27条（運営細則）この団の運営を円滑にするために、運営細則を設ける。細則の変更は総会決議事項を除き、役員会で決定する。

#### 運営細則

- 1.（楽器）楽器は原則として、個人持ちとし、特定の楽器は役員会協議を経て貸与する。
- 2.（練習日）定期練習日は毎週水曜日とし、午後7時練習開始とする。
- 3.（連絡）やむなく練習に欠席する場合は、パートリーダーに必ず連絡する
- 4.（楽譜）楽譜は団の財産とし、個人使用の場合はライブラリアンに申出て借り受ける。
- 5.（団費）団費は一人1ヶ月 大人 3,000円 学生 1,500円 但し、休団中は団費を免除する。
- 6.（慶弔規定）次の如く団費より支出する。

1. 団員の結婚	5,000円
2. 団員の子女誕生	3,000円
3. 団員の死亡	5,000円
4. 団員の配偶者、両親、子女の死亡	3,000円

#### 附則

1987年1月18日 施行

1988年1月24日 発行

2006年2月 8日 一部改正

2008年1月23日 一部改訂